

所沢市建設工事における

現場代理人、主任(監理)技術者、営業所の専任技術者の兼務一覧

○:兼務可 :条件を満たせば兼務可 ×:兼務不可

		専任を必要としない工事(1)					専任を必要とする工事(2)						
		現場代理人	主任技術者	監理技術者	特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者	現場代理人	主任技術者	監理技術者	特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者
同一工事	現場代理人		○				×	○	○	×		×	
	主任技術者	○				(3)	○					×	
	監理技術者						○					×	
	特例監理技術者						×					×	
	監理技術者補佐											×	
	営業所の専任技術者	×	(3)					×	×	×	×	×	
別工事	専任を必要としない工事(1)	現場代理人	4, 5	4, 6				4, 5	4, 7	×	×	×	
		主任技術者	4, 6	○				4, 7, 8	9	×	×	×	
		監理技術者											
		特例監理技術者											
		監理技術者補佐											
	専任を必要とする工事(2)	現場代理人	4, 5	4, 7, 8				4, 5	4, 7, 8	×	×	×	
		主任技術者	4, 7	9				4, 7, 8	9	×	×	×	
		監理技術者	×	×				×	×	×	×	×	
		特例監理技術者	×	×				×	×	×	10	×	
		監理技術者補佐	×	×				×	×	×	×	×	

「○」印が複数ある場合は全てを満たす必要があります。

・低入札価格調査の対象となった工事の現場代理人は、他工事の現場代理人又は主任技術者を兼務することはできません。

- 請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要としない工事のこと。
- 請負代金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要とする工事のこと。
- 工事現場に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に、工事現場と営業所が近接し、常時連絡が取れる状態である場合。
- 現場代理人に就く工事が低入札価格調査の対象となっていないこと。
- 以下の(1)又は(2)に該当する場合
 - 常駐を要しない期間。
 - 以下の()-()のいずれかの条件を満たす場合。

() **次の条件をすべて満たす2つの工事**

 - ア 所沢市(上下水道局、市民医療センター含む)、国又は地方公共団体発注の工事。
ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。
 - イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。
 - ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。
 - エ 主任技術者を専任で配置する必要のない工事(建設業法第26条第3項に該当しない工事)。

() () **以外の場合でも、次の条件をすべて満たす2つの工事**

 - ア 所沢市(上下水道局、市民医療センター含む)、国又は地方公共団体発注の工事。
ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。
 - イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。
 - ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。
 - エ 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」に基づき、両工事において同一の主任技術者の兼務が認められた工事。

() **一方の工事は()に該当し、他方の工事については()に該当する2つの工事**

 - 両工事において同一の主任技術者の兼務が認められること。
- 兼務する工事が国又は地方公共団体発注で、両工事の現場が所沢市内で行われ、現場代理人に就く工事において発注時点又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により現場代理人の兼務が認められた工事であること。
- 兼務する工事が国又は地方公共団体発注で、両工事の現場が所沢市内かつ直線距離で10km以内で行われ、現場代理人に就く工事において発注時点又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により、現場代理人の兼務が認められた工事であること。
- 現場代理人に就く工事において主任技術者も兼ねること(専任の主任技術者の兼務要件(9)クリアが必須)。
- 主任技術者の配置に専任を要する工事のうち、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の範囲内にある工事である場合。
注 監理技術者には適用されません。
参照 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」
- 監理技術者補佐を置いた2工事の特例監理技術者となる場合のみ。